

大樹町重層的支援体制整備事業

実施計画（案）ver1

令和6年度～令和10年度

保健福祉課

目次

はじめに	1
第1章 大樹町における重層的支援体制整備事業の実施について	2
1. 重層的支援体制整備事業導入の経緯	2
2. 重層的支援体制整備事業の取組	3
第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定	4
1. 計画の位置付け	4
2. 計画期間	5
第3章 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制	5
1. 実施の流れ	5
2. 各事業の実施体制	5
ア 包括的相談支援事業	5
イ 地域づくり事業	8
ウ 多機関協働事業	10
エ 繼続的支援事業	10
オ 参加支援事業	11
第4章 重層的支援会議の実施	13
第5章 重層的支援体制整備事業の推進体制と評価	15
1. P D C Aサイクルに基づく計画の効果的な推進	15
2. 計画の見直し	15
用語解説	16

はじめに

少子高齢・人口減少社会が到来し、支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れて、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が 2021（令和3）年4月から新たに創設されました。

これを受け、大樹町が行う重層的支援体制整備事業は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、町全体の支援関係機関が既存の取り組みを有機的に活用して「包括的な支援体制」を構築することによって、大樹町地域福祉計画で目標とする生活関連分野との連携を保ちサービスの総合化を確立し利用者主体のサービスを実現することで生活課題の達成へ住民等の積極的参加の実現をめざすものです。

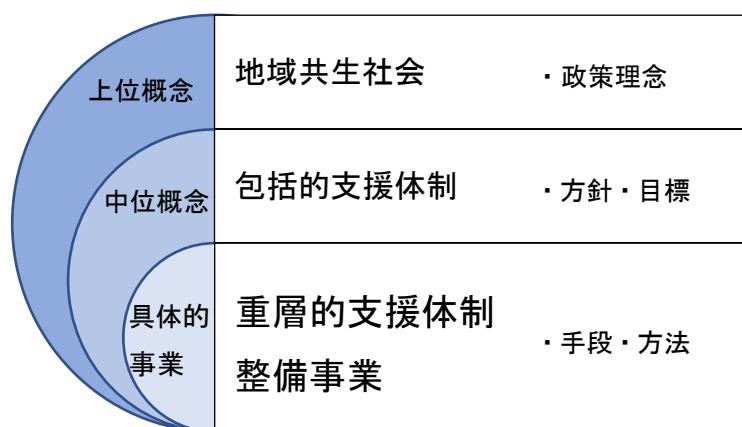
また、第6期大樹町総合計画に掲げる「本町に住む誰もが住み慣れた地域で、助け合い、支え合いながら暮らせる地域共生社会の実現」を理念とするものです。

なお、本計画は、国が定める重層事業のガイドラインや各種の通知に基づき、重層事業の実施に当たっての基本方針、実施体制等に関することを定めるために策定するものです

重層的支援体制整備事業とは 2021（令和3）年4月1日施行の改正社会福祉法においては、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています。

（社会福祉法第106条の4第2項）

大樹町における概念の整理



第1章 大樹町における重層的支援体制整備事業の実施について

1. 重層的支援体制整備事業導入の経緯

大樹町では、高齢者における相談件数が年々増加し、8050※世帯やヤングケアラー※などその内容についても複合的な要因が複雑に絡み合う事案が増えてきています。

そのような中で、複雑化・複合化した課題の解決に向け適切な支援を行うため、包括的相談体制や各支援関係機関の役割をコーディネート※する体制整備について検討してきました。

その後 2023（令和 5）年に本計画策定にあたり、既存相談窓口の有機的な包括的相談窓口体制構築に向けた体制整備に関する具体的な検討を開始しました。

検討段階において、地域における「支え合いの基盤」や人ととの「つながり」意識が弱くなっていることもあり、昨今の課題はますます複雑化・複合化してきていることから、既存の相談窓口が有機的な連携が図れる体制構築が必要であることが明らかになりました。

こうした状況から、高齢者支援・障がい者支援・子育て支援・生活困窮者支援でそれぞれ取り組んできた「相談」「参加」「地域づくり」に関する支援を一体的に行い、制度の縦割りから脱却し、包括的支援体制を構築していくとともに、町民主体の課題解決を図るための協議の場を土台にし、一人ひとりがつながり寄り添いながら暮らしていける地域づくりに取り組むことを目標としてきた経緯があります。

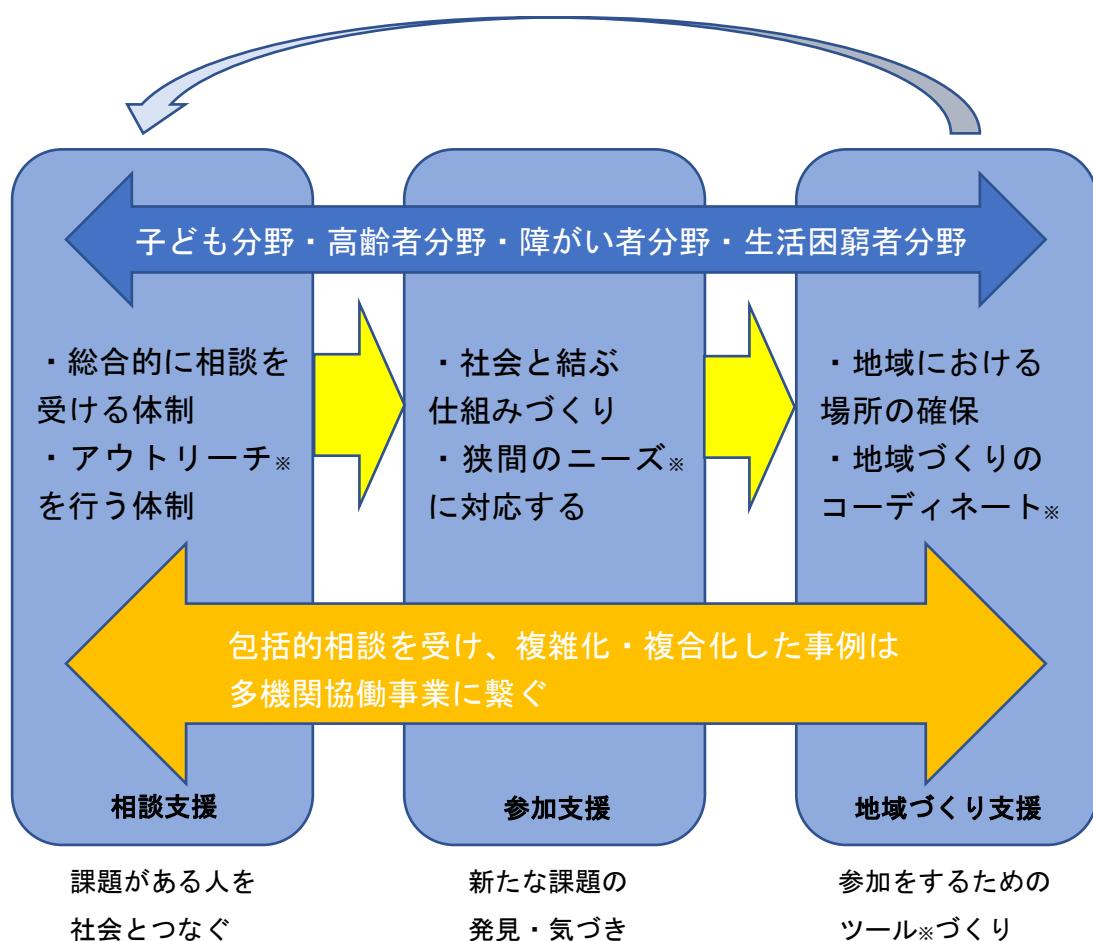
2. 重層的支援体制整備事業の取組

地域共生社会の実現のために不可欠となる「包括的な支援体制」を構築するために、社会福祉法が改正され、2021（令和3）年4月から新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

大樹町では次の各事業が相互に重なり合いながら、町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を取り組みます。

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようとする。
- **地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながることが難しい人の場合には、**アウトリーチ***等を通じた**継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。

大樹町が考える重層的な支援体制

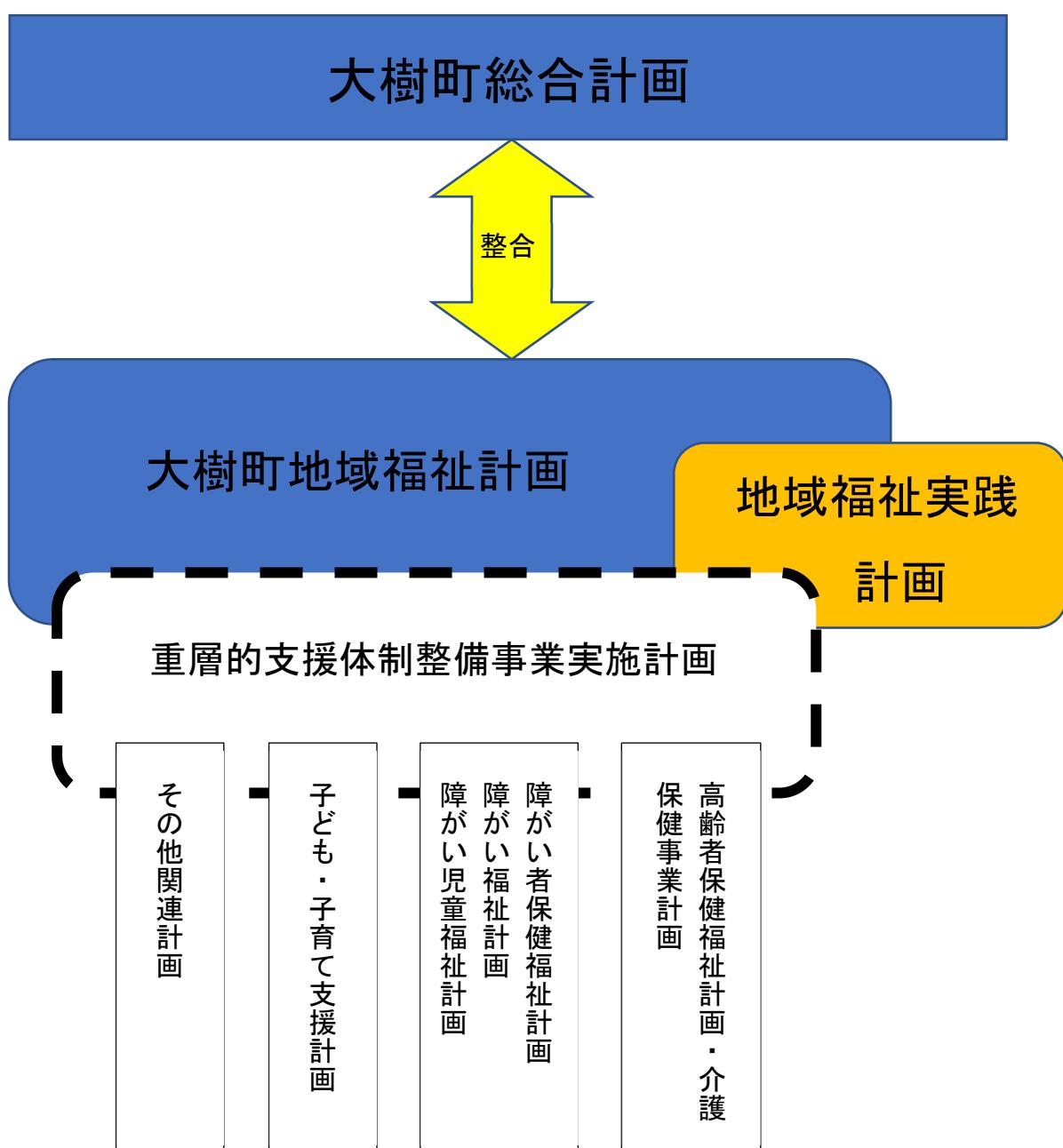


第2章 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1. 計画の位置付け

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5において、事業の提供体制に関する事項等を定める計画を策定することが規定されました。また、本計画の上位計画である「大樹町地域福祉計画」に位置付ける「協働による地域福祉体制の推進」を図るため、重層的支援体制整備事業推進に取り組みます。

併せて、総合計画や各分野別の計画及び社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画をもとに整合・連携するとともに、横断・包括する計画とします。



2. 計画期間

本計画の実施期間は5年間とし、(2024（令和6）年度から 2028（令和10）年度)の間、毎年度実績等を勘案して見直しを検討します。

計画の見直しにあたっては、0から始まる新たなPDCAサイクルに基づき、実績に対する評価を行い、改善点を見つけ出したうえで取り組みを推進します。

第3章 重層的支援体制整備事業における各事業の実施体制

1. 実施の流れ

次に掲げる取組、支援等の重層的かつ一体的な実施を図ります。

- ア 包括的相談支援事業
- イ 地域づくり事業
- ウ 多機関協働事業
- エ 繙続的支援事業
- オ 参加支援事業

2. 各事業の実施体制

ア 包括的相談支援事業

既存の高齢・介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野の相談機関や窓口の機能を活かしつつ、これまでの「縦割りの相談窓口」から、「断らない相談窓口」として、担当分野以外の相談内容も包括的に受け止めます。

また、それぞれの相談窓口の対応力を高めるために、分野横断的に研修会・勉強会を実施します。

他の分野や多機関協働事業との連携が必要な相談については、年間約10件程度と見込みます。

○相談機関

主分野等	窓口の名称等
高齢・介護 (2ヶ所)	<p>① 名称 保健福祉課高齢者支援係・介護保険係（直営） 住所 大樹町暁町 8 番地 1 連絡 高齢者支援電話 6-2200、介護保険電話 6-2500、FAX6-5121</p> <p>○主な内容 地域に住む高齢者に関する様々な相談を受け止め、適切な支援機関、サービス等につなげる。また、認知症などにより判断能力の低下が見られる人を支援する成年後見制度、特殊詐欺の被害を未然に防止する消費者被害の防止等について順次取組を行います。</p> <p>② 名称 大樹町社会福祉協議会（委託） 住所 大樹町栄通 29 番地 6 連絡 電話 6-4130 FAX6-4120</p> <p>○主な内容 地域に住む 65 歳以上の高齢者に介護予防教室を定期的に行うことで、健康増進や介護予防を目的とした既存のサービスを行うとともに、重層的な相談があった場合には包括化推進員に繋げます。</p>
障がい (1ヶ所)	<p>名称 保健福祉課福祉係・高齢者支援係・療育推進係（直営） 住所 大樹町暁町 8 番地 1 連絡 福祉電話 6-4833、高齢者支援電話 6-2200、療育推進電話 6-2272、FAX6-5121</p> <p>○主な内容 福祉サービスの利用のほか、健康、対人関係、日常生活、家計、子育て・介護、社会参加などに関する相談支援を行う。また、発達に不安のある児童の心理発達検査を行い、保護者への助言やカウンセリング※を行います。</p>

主分野等	窓口の名称等
子ども (2ヶ所)	<p>① 名称 保健福祉課児童保育係、健康係（直営） 住所 大樹町暁町 8 番地 1 連絡 児童電話 6-2700、健康電話 6-2100 FAX6-5121</p> <p>○主な内容 全ての妊娠婦を対象に妊娠や出産、子育てに関する身近なさまざまな相談に応じ、妊娠期や子育てに必要な情報提供や支援プランの策定、保健・医療・福祉等の関係機関との連絡調整等実施し、支援ニーズに対応した相談支援と妊婦、子育て支援サービスへつなぐ、切れ目ない細やかな支援を行います。</p> <p>② 名称 大樹町子育て支援センター（しゅしゅ）（委託） 住所 大樹町西本通 73 番地 1 連絡 電話 6-5875</p> <p>○主な内容 育児についての様々な相談を受け育児不安の軽減を図る。また、相談内容によっては、専門機関に取り次ぎスピード感を持った問題解決を行います。</p>
生活困窮 (2ヶ所)	<p>① 名称 保健福祉課福祉係（直営） 住所 大樹町暁町 8 番地 1 連絡 電話 6-4833 FAX6-5121</p> <p>② 名称 社会福祉協議会（委託） 住所 大樹町栄通 29 番地 6 連絡 電話 6-4130 FAX6-4120</p> <p>○主な内容 生活に困窮している人の相談を受け、助言やいろいろな制度の情報提供等を行うほか、専門的な支援が必要な人には、個人情報の取扱いに留意した上で、社会福祉協議会や北海道が設置する自立相談支援事業所（とかち生活あんしんセンター）と連携し、対応に当たります。また、関係機関からの情報収集に努め、電話相談、訪問相談を行うなど、生活に困窮している人の早期発見に努めます。</p>

イ 地域づくり事業

既存の高齢・介護、障がい、子ども、生活困窮の各分野の事業の連携を一体的に実施して、地域社会からの孤立者の発生防止、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を創出する地域づくりに向けた支援を実施します。

○地域づくり事業一覧

分類	事業名称等
高齢・介護	<p>事業名称 大樹町介護予防ポイント事業 実施機関 大樹町社会福祉協議会（委託） 住所 大樹町栄通 29 番地 6 連絡 電話 6-4130 FAX6-4120</p> <p>○主な内容 介護予防事業等におけるボランティア活動により、実績に応じたポイントを付与し報奨品と交換することができます。 対象となる活動は、ふれあいカフェセンター、世代間交流センター、介護予防教室センター等、多岐にわたります。</p>
障がい	<p>事業名称 大樹町障がい者地域活動支援 実施機関 大樹町障がい者地域活動支援センター「ほっと」（委託） 住所 大樹町新通 1 丁目 19 番地 連絡 電話 6-5710</p> <p>○主な内容 障がいのある方々の日中活動の拠点として開設し、創作活動や生産活動、社会と交流を行う場所です。</p>
子ども	<p>事業名称 大樹町子育て支援センター「しゅしゅ」 実施機関 認定こども園たいき 住所 大樹町西本通 73 番地 1 連絡 6-5875</p> <p>○主な内容 就学前のお子さんと保護者を対象に同じ悩みを持った保護者の方の子育てを応援します。保護者の方が集まり、一緒に悩み、楽しい子育てができるように、保育士も協力し広い保育園で元気に遊ぶお子さんたちを見ながら、お子さんの成長の見守りと保護者の方同士の出会いの場とします。</p>

分類	事業名称等
生活困窮	<p>事業名称 生活困窮者支援等のための地域事業づくり 実施機関 大樹町社会福祉協議会（委託） 住所 大樹町栄通 29 番地 6 連絡 電話 6-4130 FAX6-4120</p> <p>連絡</p> <p>○主な内容 地域の福祉ニーズを把握するための事業や、地域福祉資源となるサービスの創設及び推進を図る。</p>

ウ 多機関協働事業

複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対して、各支援関係機関における役割分担等のコーディネートを行います。

また、各支援関係機関等だけでは対応が困難なケースについては、地域ケア会議（社会福祉法第 106 条の 6 に規定される支援会議を位置付けています。）や重層的支援会議を開催し、支援プランの作成、評価及び適切性等について協議を行います。

この事業を円滑に進めるため、1 名の包括化推進員を任命し、連携強化をすすめます。

1. 設置箇所数：2ヶ所
 - ① 保健福祉課
 - ② 社会福祉協議会
2. 配置人数：包括化推進員 1名、相談員 4名
3. 設置形態：直営・委託一体的配置

エ 繼続的支援事業

町の相談機関において、各支援関係機関等や民生委員・児童委員と連携し、支援が必要なのに届いていない人や世帯に対して、アウトリーチ※の手法を用いて必要な支援へ結びつけます。

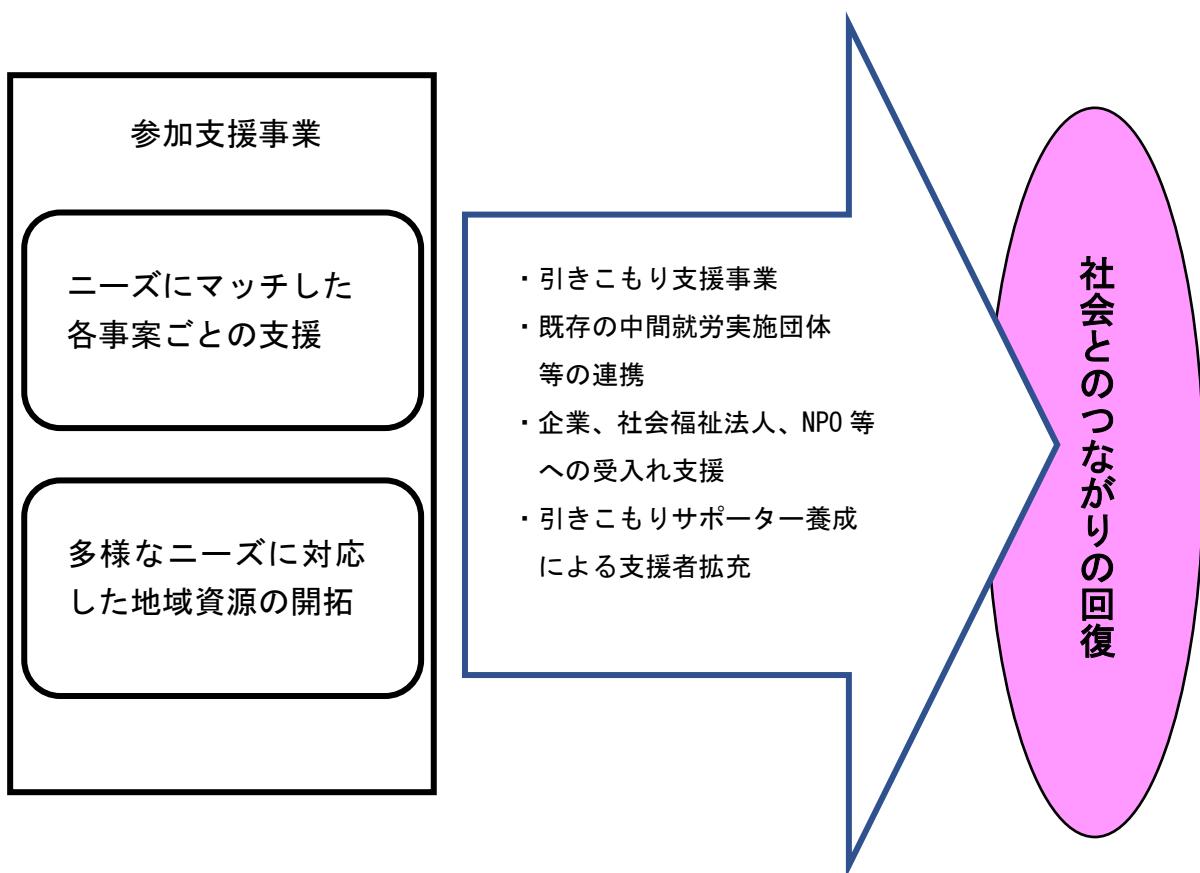
1. 設置箇所数：1ヶ所
 - ① 保健福祉課
2. 配置人数：包括化推進員 1名、相談員 3名
3. 設置形態：直営

才 参加支援事業

既存の制度では対応できないニーズに対して、地域における社会資源との調整、活用及び開発を行い、社会とのつながりを構築し、社会参加につなげます。

併せて、既存の社会資源等の調整、活用及び新たな社会資源等を開発してニーズに対応した支援メニューを増やします。

また、地域や受け入れ先が想定される企業等との連携構築や定着に向けた支援及び受け入れ先等のフォローアップも行います。



【事業対象者】何らかの理由で社会とのつながりが薄く、既存の支援では対応できない狭間のニーズを有し社会参加が必要と思われる人や世帯等。

【事業実施方法】直営

○参加支援事業

社会参加や居場所づくりとして想定される主な事業等

項目	内容等
包括的相談支援事業	上記アの包括的相談支援事業を行う各担当課、各受託事業者と連絡して各相談窓口が持つノウハウを活用することで社会参加に繋げます。
地域づくり事業	<p>次の社会福祉協議会で実施する事業等の活用が考えられます。</p> <p>(1) 高齢者交流事業 70歳以上の高齢者交流事業として月に1回程度昼食会を行います。</p> <p>(2) 世代間交流事業 小・中・高校生と高齢者による世代間交流事業や他の団体と交流し畠で出来た野菜を活用し食事会やものづくりを行います。</p> <p>(3) 地域ふれあい活動 町内会等の小地域単位で、地域の有志の方によりサロンを運営する事業で、主に小地域の方々が月1回程度のペースで開催されています。</p> <p>(4) ふれあいサロン活動 老人クラブではふれあいサロンを月に1回程度実施します。</p> <p>これら全ての参加者から困りごとの相談があった場合は、サロンスタッフ※を通じて大樹町社会福祉協議会へ相談が寄せられます。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・あいじゅカフェ（認知症カフェ） 代表：保健福祉課高齢者支援係 ・どんぐりの会（本の楽しさを教える） 代表：松本麻美、連絡先 6-4376 ・たんぽぽ（児童文学を読む会） 代表：図書館、連絡先：6-2056 ・大樹町ボランティアセンター（高齢者の身の回りのお世話） 連絡先：社会福祉協議会

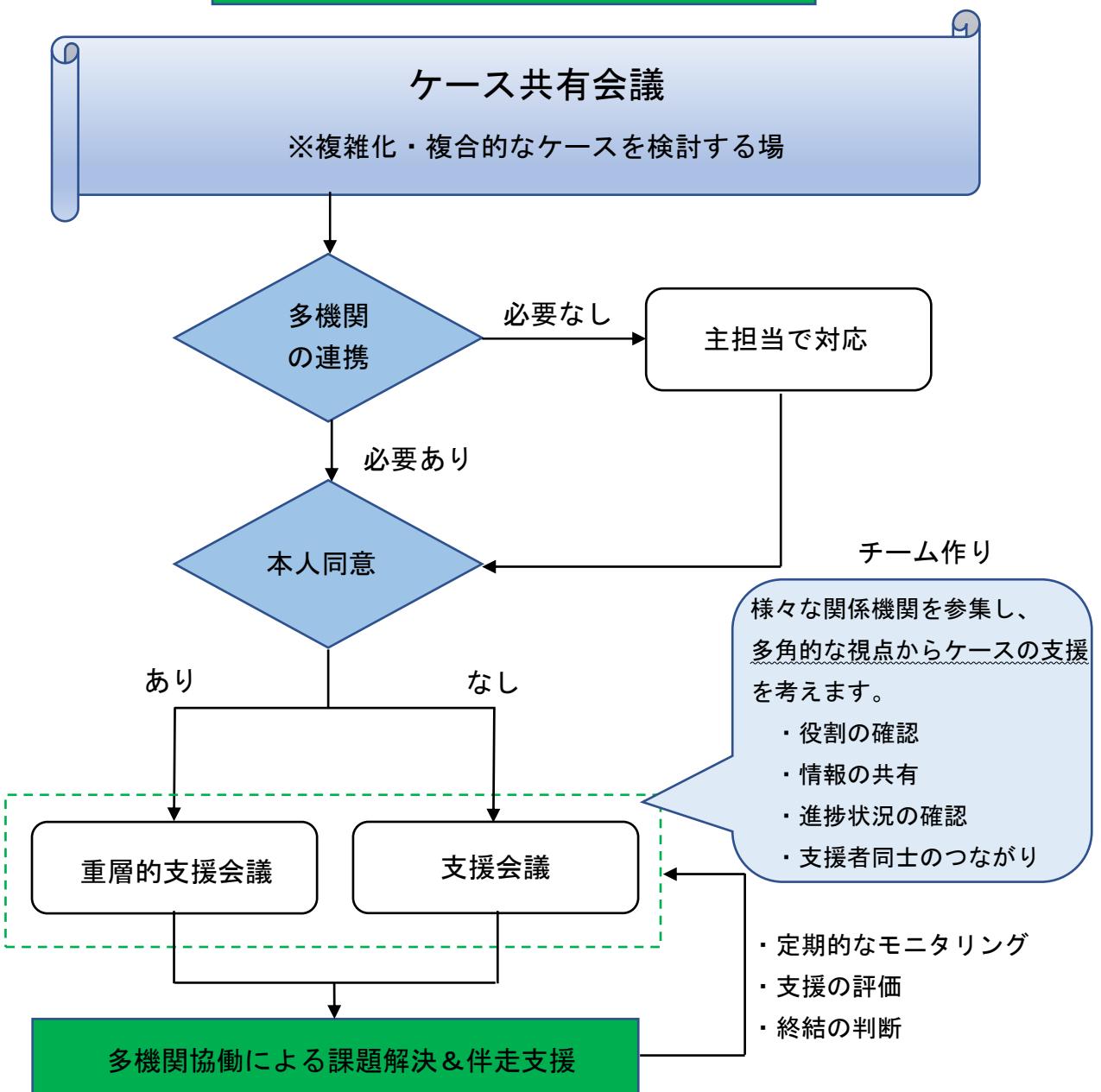
※上記の他、ケースの状況に応じて、既存の様々な事業等のうち社会参加や居場所となり得るものについては、関係機関との協議・調整を図ります。

第4章 重層的支援会議等の実施

多機関間の連絡方法等

項目	内容
目的	包括化推進員が多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業等を通して集約した情報、把握した課題、本人の意向、作成した支援プラン等について、協議し支援関係機関の役割分担や連携方法を決定し、関係機関の協力の下、包括的な支援につなげることを目的とします。
組織	総括者を町保健福祉課長とします。総括者に事故があるとき等は町福祉課参事がその職務を代理します。包括化推進員は高齢者支援係長とします。
構成員	包括化推進員のほか、主に相談を受け止めた包括的相談支援事業や、支援を行う地域づくり事業の各担当課・各受託事業者の参加が想定されます。また、例えば、生活保護の利用が検討される場合にあっては生活保護実施機関、地域での見守りが検討される場合にあっては地域の民生委員・児童委員、学齢児童がいる場合にあっては小中学校や教育委員会など、ケースの状況に応じ選定します。なお、支援を必要とする本人の参加については、参加の有益性などを考慮して、必要な場合には本人の意向を確認しながら決定します。
開催方法	総括者が、ケースの状況等に応じた構成員に参加を依頼して開催します。
開催時期	主として、プランの策定・変更時や、包括化推進員による支援を終結しようとする時が想定されますが、必要に応じて隨時開催することとします。
その他	会議を開催する時期でなくとも情報共有等が必要な場合は、包括化推進員から関係機関に連絡をするなど、包括化推進員を中心に関係機関との一体的な連携を行います。

重層的支援会議（支援会議）



第5章 重層的支援体制整備事業の推進体制と評価

1. P D C Aサイクルに基づく計画の効果的な推進

本計画の効果的な推進のため、P D C Aサイクルによる進行管理を行います。P D C Aサイクルは、目的実現のために立てられた計画（Plan）に基づいて施策を進め（Do）、設定した目標指標の達成度などを客観的に評価（Check）し、必要に応じて推進方法等を見直し、次の展開に反映（Action）していくことです。

2. 計画の見直し

本計画は、推進状況の結果などを踏まえ、より一層町民の福祉の向上を図ることができる計画にしていきます。また、総合計画や、各分野の個別計画の見直し等に伴い、変更が必要となる場合は、計画の変更を検討します。

用語解説

あ行	
アウトリーチ	様々な形で必要なサービスと情報を届ける
か行	
カウンセリング	心の悩みを聞き、心の専門家と視点から、指導や援助を行う治療
コーディネート	機構の各分の動きを調整し全体の統一を図る
さ行	
サロンスタッフ	ボランティア団体の役員
た行	
ツール	道具
な行	
ニーズ	住民が必要としている状態
は行	
8050 ハチマルゴーマル	「80」代の親が「50」代のひきこもりの子どもの生活を支える と言う問題
ま行	
マッチ	あった
や行	
ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子ども

大樹町重層的支援体制整備事業 実施計画

令和6年度～令和10年度

発行 大樹町

編集 大樹町役場保健福祉課

〒089-2145

住所：大樹町暁町8番地1

TEL：01558-6-4833